令和８年度（2026 年度）

# 豊中市会計年度任用職員選考試験募集案内

令和８年（2026 年）11 月

豊中市

| | |
|---|---|
| １．募集職種 | 専門相談員 |
| ２．勤務場所 | 市民協働部くらし支援課 |
| ３．勤務内容 | 消費生活相談業務、消費者教育・啓発業務ならびにこれらに関する業務 |
| ４．勤務時間 | 週 30 時間勤務（1 日 7 時間 30 分、週 4 日勤務） |
| ５．報酬 | 月額 209,837 円（令和 8 年（2026 年）11 月現在）<br>期末・勤勉手当 4.65 月分支給あり。（ただし、初年度は勤務月数により異なります。）<br>※通勤分報酬あり（上限 150,000 円）。<br>※その他の手当（退職手当等）は支給されません。 |
| ６．任用期間 | 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（1 年間）<br>※1 年間を良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。 |
| ７．採用予定人数 | 4 人 |
| ８．受験資格 | 消費生活相談員資格（消費者安全法に基づいて消費生活相談員資格試験登録試験機関が実施する試験の合格者）を有する方、または、令和 9 年（2026 年）3 月末までに取得見込みの方 |
| ９．試験科目 | 書類選考（試験申込書・作文）、個人面接<br>【作文課題】「高齢層や若年層の消費者トラブルに対して、消費生活相談員に望まれる対応について、あなたの考えを述べてください。」（800 字以内、別紙様式、本人自筆） |
| 10．申込方法 | 所定の試験申込書（写真添付）・作文及び合否通知返信用の角形２号封筒（24.0 ㎝×33.2 ㎝、620 円分の切手を貼付）をくらし支援課へ提出（随時受付）。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。 |
| 11．合否通知 | 本人宛文書にて合否を通知します。 |
| 12．お問合せ先 | 市民協働部くらし支援課<br>☎06-6858-5073<br>〒560-0022<br>豊中市北桜塚 2-2-1 |

| | |
|---|---|
| 13. 欠格条項 | ・地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。<br>1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者<br>2. 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者<br>3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者<br>4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 14. その他 | ・申込みにより送付された情報はこの選考試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。<br>・採用者が決定次第、募集は終了します。<br>・通勤手段は、各自で確保してください。<br>・職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません。 |